

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…二
- 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（福祉保健局総務部職員課）…八
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…八
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一〇
- 都道の供用開始……………（同）…二
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…二

告示（選）

規程（水）

公 告

雑 報

正 誤

- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………四
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…四
- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………（東京都監査委員）…四
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…六
- 東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）…六
- 令和五年三月三十一日付東京都規則第四十四号……………元
- 令和五年三月三十一日付東京都教育委員会訓令第五号……………元

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十九号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中

大 泉 中 央 公 園	一平方メートル	一月	四百三十二円
-------------	---------	----	--------

を

改め、同表二の部(六)の項中

大泉中央公園	一平方メートル	一月	四百三十二円
練馬城址公園	一平方メートル	一月	七百六十円

武蔵国分寺公園駐車場	一	一箇所一月	三十万四千五百円
------------	---	-------	----------

武蔵国分寺公園駐車場	一	一箇所一月	三十万四千五百円
六仙公園駐車場	一	一箇所一月	三十三万一千百円

改める。

附則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六百八十六号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和五年六月十二日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 サカエ建設株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 佐野 光

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区长崎一丁目二番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第三四七〇六号

(五) 免許年月日 令和三年七月七日

一 日時 令和五年六月十五日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社 TERA Corporation

(二) 代表者氏名 代表取締役 赫 憲雄

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区東池袋三丁目二十番九号 宏和ビル六階

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九六五三二号

(五) 免許年月日 平成三十一年四月十八日

●東京都告示第六百八十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	99,500
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	1	30,500	99,100
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(2号棟)	港区南麻布4-3	38.3	2	33,700	98,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	215,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-19	33.8	1	28,200	72,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-17	38.3	1	32,100	76,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	87,700
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	35,900
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(5号棟)	墨田区八広3-35	32.6	1	22,000	35,900
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	3	40,600	75,600
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	75,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	51,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	53,400
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(3号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	75,000
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(1号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	42,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東砂三丁目アパート(2号棟)	江東区東砂3-22	34.4	1	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	52,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	52,200
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	51,500
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	55,500
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	86,300
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	42,400	80,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	96,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	40,200
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜丘3-4	55.9	1	47,400	104,500
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(1号棟)	世田谷区桜1-53	39.0	1	31,700	74,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(9号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	69,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	69,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	69,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,400	74,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	9	30,500	83,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	102,200
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(1号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,400	50,700
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(1号棟)	杉並区方南2-6	51.0	1	38,700	89,800
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	46,700
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(2号棟)	杉並区上井草4-17	39.0	1	28,600	66,000
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	56,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	56,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	69,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	56,000
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート(2号棟)	北区滝野川2-55	42.3	1	33,200	57,300
一般都営	高層耐火	連根三丁目アパート(1号棟)	板橋区連根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	104,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(1号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	75,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(2号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	40,800	78,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,500	43,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,500	61,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(2号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	43,300	78,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	42,800	76,400
一般都営	中層耐火	六月一丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月1-27	61.5	1	46,000	91,700
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(5号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	22,600	38,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	43,300
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	41,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,600	38,800
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	40,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(6号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500	42,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	42,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	42,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	2	30,400	43,600
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(5号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	1	43,500	75,800
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	60,500
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	2	35,400	66,300
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(8号棟)	葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,600	61,400
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,300	69,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	67,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	72,000
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(2号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	北小岩六丁目アパート(12号棟)	江戸川区北小岩6-52	55.9	1	43,000	75,500
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	39,600	65,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	70,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	72,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	82,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,500	90,500

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,600	101,700
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市上連雀9-32	48.1	1	35,200	71,900
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート(2号棟)	府中市美好町2-12	42.3	1	23,600	60,300
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	89,300
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	89,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(5号棟)	府中市新町2-57	55.9	1	34,700	80,000
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(1号棟)	府中市天神町2-10	55.9	1	35,900	84,500
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)	調布市深大寺元町4-35	51.0	1	31,000	70,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(1号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,300	52,500
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(5号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,000	57,200
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(1号棟)	町田市忠生4-9	55.9	1	30,200	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,600	59,100
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	41,400
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(5号棟)	東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,400	58,600
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町1-28	60.2	1	35,300	72,100
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺南町3-9	59.6	1	37,500	103,800
一般都営	中層耐火	国立西三丁目第2アパート(1号棟)	国立市西3-5	55.9	1	33,600	76,600
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(2号棟)	国立市西3-8	48.1	1	29,100	67,700
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	78,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート(32号棟)	西東京市芝久保町1-14	33.4	1	17,000	38,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(9号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(39号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(42号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(44号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	2	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(46号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-1 1号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	3	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-3号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-9号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-3号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-1号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-2号棟）	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,400	32,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-2号棟）	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,700	52,900
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート（1号棟）	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	68,600

●東京都告示第六百八十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
辰巳二丁目アパート (1号棟)	江東区辰巳二丁目二番	高層耐火 三四・六平方メートル	四二戸	三三、三〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	七〇戸	三八、九〇〇円	一〇二、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一四戸	四五、四〇〇円	一二〇、三〇〇円
辰巳二丁目アパート (3号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二二戸	三三、三〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、九〇〇円	一〇二、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四六、〇〇〇円	一二一、八〇〇円
辰巳二丁目アパート (4号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二二戸	三三、三〇〇円	八八、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、九〇〇円	一〇三、二〇〇円
同右	同右	同右 四八・一平方メートル	一一戸	四六、三〇〇円	一二二、八〇〇円
田端新町一丁目アパート (2号棟)	北区田端新町一丁目十七番	中層耐火 三四・六平方メートル	二五戸	三一、九〇〇円	七五、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、二〇〇円	八八、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四四、〇〇〇円	一〇四、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一〇四、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	五二、八〇〇円	一二五、〇〇〇円
田端新町一丁目アパート (3号棟)	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	五一戸	三一、九〇〇円	七六、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三三戸	三七、二〇〇円	八九、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	四四、〇〇〇円	一〇五、七〇〇円
新宿四丁目アパート (5号棟)	葛飾区新宿四丁目二十五番	同右 三四・六平方メートル	四九戸	二八、六〇〇円	七二、八〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三七、二〇〇円	八九、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四四、〇〇〇円	一〇五、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四七、五〇〇円	一二〇、八〇〇円

●東京都告示第六百八十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三條第二項及び第七十一條において準用する第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年六月一日から実施するので、第三條第三項の規定により告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	2	31,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	63.0	1	46,300
改良	中層耐火	立花四丁目アパート（1号棟）	墨田区立花4-30	48.1	1	35,200
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	2	29,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（13号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート（20号棟）	大田区萩中3-27	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（3号棟）	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400
再開発	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第六百九十号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三條において準用する第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三條において準用する第三條第三項の規定により告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

辰巳一丁目アパート駐 江東区辰巳一丁目八 二六七区画
車場 番

弦巻三丁目アパート駐 世田谷区弦巻三丁目 三区画
車場 十番

清瀬竹丘一丁目アパー 清瀬市竹丘一丁目十 一六七区画
ト駐車場 五番ほか

●東京都告示第六百九十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三條において準用する第三條第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

田端新町一丁目アパー 北区田端新町一丁目 一二区画
ト駐車場 十七番

●東京都告示第六百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第八百七十九号

により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第六百九十三号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和五年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	保健所デジタル化推進事務専門員	月額	194,800円

附 則

この告示は、令和五年六月一日から施行する。

●東京都告示第六百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和五年三月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ白山	文京区白山4-32-10 オークス88-1階			
株式会社ケア21	ケア21 深川	江東区住吉2-10-13 渡辺ビル 1階	身体障害者	知的障害者	障害児
合同会社ハーフイールド	土屋訪問介護事業所 赤羽センター	北区赤羽3-7-5 ウイング赤羽201			
株式会社ジョイセカンド	セカンドライフ	板橋区蓮根2-9-25-202			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ新板台	練馬区羽沢2-6-5 武蔵野コーポ101			
合同会社Live with Lab	ういづら訪問介護	足立区西保木間1-16-14			
一般社団法人のの	居宅介護支援ステーションよし樹	足立区梅田2-12-1 ときどきビル3階	身体障害者	知的障害者	難病等対象者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ北小岩	江戸川区北小岩2-23-2 コーフエメラルドマンション1階			
特定非営利活動法人グループこまくさ	特定非営利活動法人グループこまくさ	立川市砂川町6-38-5 日神バレステージ玉川上水102			
株式会社いると	カイゴいると	三鷹市野崎2-6-32			

サービスの種類 産後訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケア21	ケア21 深川	江東区住吉2-10-13 渡辺ビル 1階	身体障害者	知的障害者	
合同会社ハーフイールド	土屋訪問介護事業所 赤羽センター	北区赤羽3-7-5 ウイング赤羽201			
株式会社ジョイセカンド	セカンドライフ	板橋区蓮根2-9-25-202			
合同会社Live with Lab	ういづら訪問介護	足立区西保木間1-16-14			
特定非営利活動法人グループこまくさ	特定非営利活動法人グループこまくさ	立川市砂川町6-38-5 日神バレステージ玉川上水102			
株式会社いると	カイゴいると	三鷹市野崎2-6-32			

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ケアミー介護	訪問介護ケアミー	葛飾区東金町2-5-6 ST, ロイヤルマンション101			

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社さくら商事	れいこ訪問介護事業所	足立区藤浜7-12-21 吉田マンション205			
合同会社Live with Lab	ういづら訪問介護	足立区西保木間1-16-14			

サービスの種類 疲労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
一般社団法人アブローズ	アブローズBLOOM	港区南青山4-3-24 青山NKビル2階	知的障害者		精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ゴースト	たすはちホーム長崎	豊島区長崎6-18-12 ビアチエーレ東長崎100			
株式会社東伸護謨	グループホーム ベース	荒川区東日暮里1-21-4			
一般社団法人日本ベネフィット協会	グループホーム バディ	板橋区			
エクシブ株式会社	WACON西台	板橋区西台2-16-14			
33株式会社	グループホームSunSun2	府中市若松町4-34-38 サンハイブひとみ102			
特定非営利活動法人Ohana	ラナハウス	国立市東2-14-3			
株式会社ビューライフコーポレーション	エルシェアトfan清瀬	清瀬市上清戸2-12-19			
株式会社ケアサポートウィン	ハウス・ウィン稲城	稲城市東長沼1469-3			

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者	
一般社団法人ましろ	ましろ相談室	杉並区西荻北2-27-14-402	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第六百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

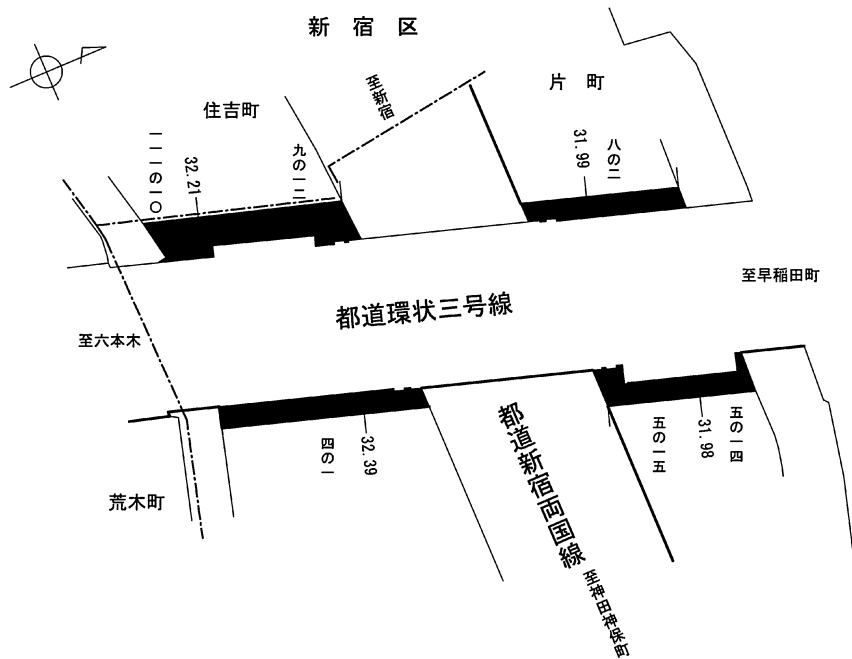
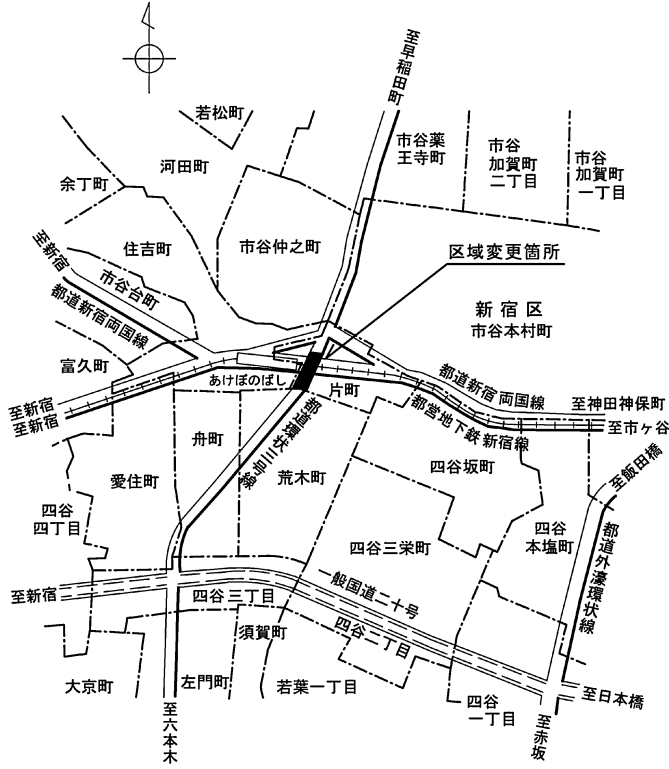
別図

都道環状三号線区域変更略図

新宿区住吉町～片町

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 七二・八一メートル
 面積 四二七・〇一平方メートル



その関係図面は、令和五年五月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年五月三十一日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 環状三号
- 二 変更の区間 新宿区住吉町百十一番十地先から同区片町五番十四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 環状三号

二 供用開始の区間 新宿区住吉町百十一番十地先から同区片町五番十四地先まで

三 供用開始の期日 令和五年五月三十一日

●東京都告示第六百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

環状三号

二 占用を制限する区間

新宿区住吉町百十一番十地先から同区片町五番十四地先まで

三 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年六月一日

●東京都告示第六百九十八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立旧岩崎邸庭園 別図(1)のとおり 令和五年六月一日

東京都立大戸緑地 別図(2)のとおり 同日

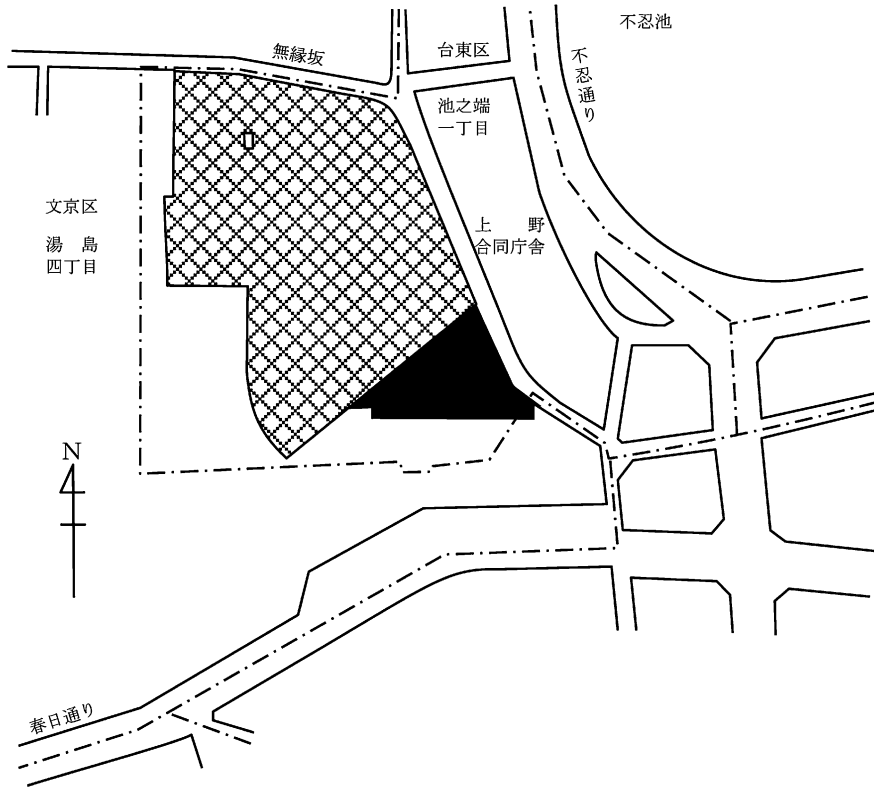
東京都立野山北・六道山公園 別図(3)のとおり 同日

別図 (1)

東京都立旧岩崎邸庭園 区域変更略図

変更箇所 台東区池之端一丁目及び文京区湯島四丁目

変更前の区域	面積 一八、二三五・四七	平方メートル
追加区域	面積 二、四七二・六〇	平方メートル
変更後の面積	二〇、七〇八・〇七	平方メートル

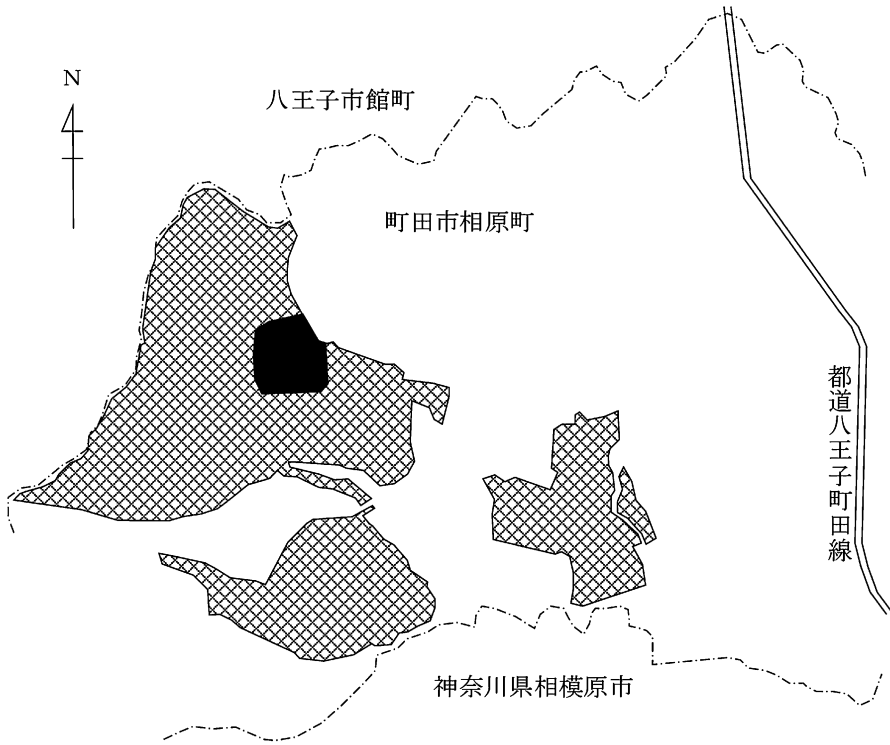


別図 (2)

東京都立大戸緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市相原町

変更前の区域	面積 二八四、四五六・三五	平方メートル
追加区域	面積 八、七四二・一六	平方メートル
変更後の面積	二九三、一九八・五一	平方メートル

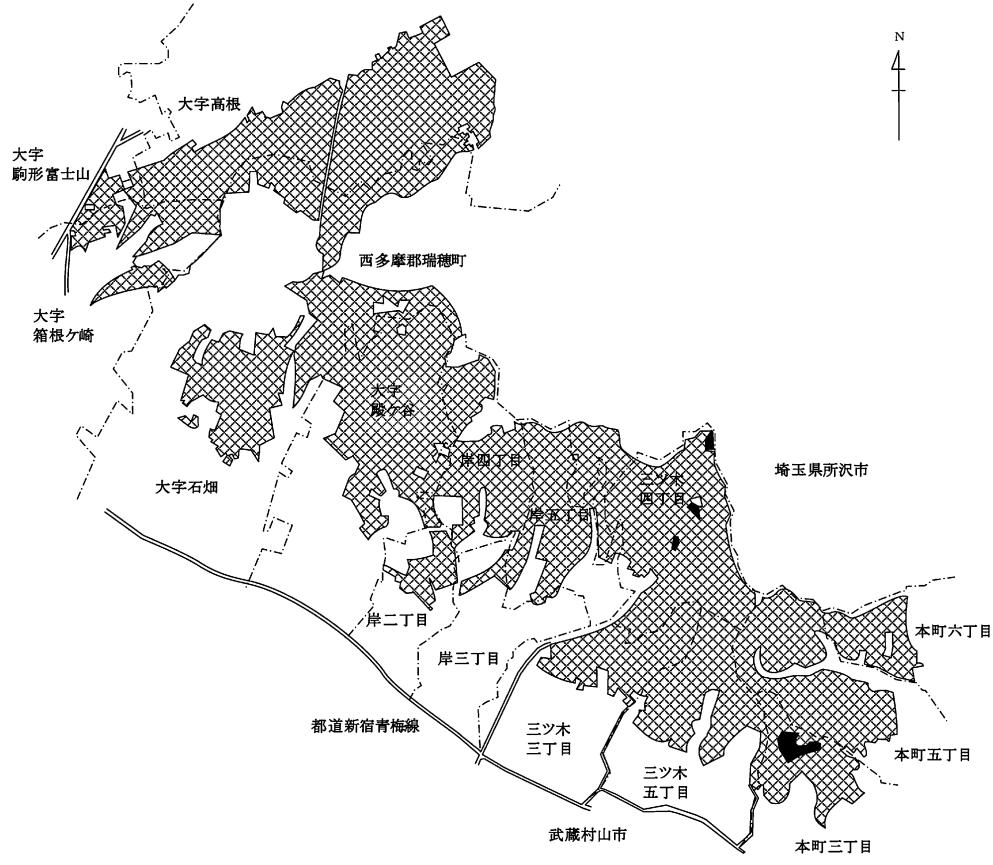
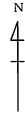


別図 (3)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市本町三丁目及び三ツ木四丁目

変更前の区域	面積	二、〇四四、八九〇・八四	平方メートル
追加区域	面積	一〇、七六〇・四六	平方メートル
変更後の面積		二、〇五五、六五一・三〇	平方メートル



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和五年五月三十一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和5年3月23日	檜原村選挙管理委員会	檜原村福祉センター	西多摩郡檜原村420番地

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十三号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月三十一日

東京都水道局長 西山 智之

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程(平成十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「東京都公報に掲載して」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

附則

この規程は、令和五年六月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 CWS Japan

二 代表者の氏名

ショウ ラジブ

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目三番十八号 日本キリスト教会

館二十五号室

四 認定の有効期間

令和五年四月二十一日から令和十年四月二十日ま

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果(令和5年4月20日付けで請求人に通知)を次のとおり公表する。

令和5年5月31日

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
東京都監査委員	伊 藤 こういち
東京都監査委員	茂 垣 之 雄
東京都監査委員	岩 田 喜 美 枝
東京都監査委員	松 本 正 一 郎

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

令和5年2月21日

3 請求の内容

(法人名を除き以下原文のまま)

(1) 主張事実

ア 事案の概要

東京都(以下「都」という。)が法人A、法人B、法人Cと締結した、令和3年度若年女性等支援事業の委託契約について、開示された関係公文書や、公開された事業報告書を精査したところ、契約が十分に履行されておらず、会計に異常な点が多数存在し、違法若しくは不当な公金の支出が認められることから、都の住民である請求人が、都に対し、地方自治法(以下「法」という。)242条1項に基づき、当該事業の委託に関し必要な措置を取ることを求める。

イ 法人Aについて

(ア) 事業計画通りの見回りを実施していないこと

法人Aは、事業計画書において、

夜間見回り

・秋葉原月1回

・赤羽月1回

日中見回り

・御茶ノ水年4回

・神保町年4回

と記載して提出している。

しかし、通期の実施状況報告書によれば夜間に秋葉原の見回りを13回行っただけだという。申請した事業計画を全く達成できておらず、これに対し費用の全額を支給しているのは不当である。

(イ) 通期の相談人数と年齢別相談人数が合致しないこと

通期の実施状況報告書によれば、相談人数が計172人、年齢別の相談人数が計166人であるという。この人数は合致するはずであるから、何らかの異常な結果計上が行われている。よって不当である。

(ウ) 居場所の提供人数を超えた主訴が計上されていること

通期の実施状況報告書によれば、長期で居場所の提供を17人に行ったとある。しかし、この保護した対象の主訴として、居所なしが35人、虐待が31人計上されている。この主訴が保護した17人よりも多くなることはあり得ないのであるから、何らかの異常な結果計上が行われている。よって不当である。

(エ) LINE相談人件費について

LINE相談の人件費には1,709,700円が計上され、概算で約1000時間勤務したと報告されている。この結果、1148人に対し、1389通のLINEをやり取りしたという。つまり、従事者が1時間あたり2通未満のメッセージをやり取りする業務に、時給2,000円以上を支払っていたことになり、これは正常な事業の態様であるとはいえない。

(オ) フウトリーチ人件費について

フウトリーチのうち1回の参加に10,000円、面談に同行すると10,000円、個別に面談すると5,000円、メールに対応すると1,500円、会議に出席すると5,000円の手当が計上され、のべ24人が参加した夜間見回り13回について、877,100円の人件費が計上されている。これらの手当には特段の危険性や知識を要するなどといった合理性が全くなく、単に時給で支給するのみですべての業務を行える所、東京都の最低賃金である1,072円を超える1,500円が、業務時間中にメールを1件書くだけで手当として支給されるなどというのは、言語道断であって不当である。

(カ) 法人Xへの再委託の不当について

通期の実施状況報告書によれば、第4四半期に事務費(報告書作成・会計業務)として、230万円を計上している。

(表) 略

これは、法人Aが公式HPで公開している2021年度会計報告書の財産目録によれば法人Xへの業務委託費である。

(表) 略

委託契約書第3条には、本事業を再委託する場合には都の承諾を事前に得なければならぬと定められているが、そのような承諾を示す書類は存在しない。